

葛飾区監査委員告示第8号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年度第1回定期監査(庁内等)及び令和6年度第1回工事監査の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年11月25日

葛飾区監査委員	坂	井	保	義
同	反	町	直	志
同	峯	岸	良	至
同	山	本	ひろみ	

令和6年度第1回定期監査（庁内等）の結果に基づき講じた措置について

1 支出及び現金出納事務を適正に行うべきもの

【指摘事項】私費による立替払（2件）

立替払は、地方自治法及び同施行令並びに葛飾区会計事務規則に規定されていない不適切な支払方法である。しかしながら、以下の2件の事例については、資金前渡で受領した現金の不足等により、私費による立替払を行っていた。公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因ともなるため、今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【指摘事項①】私費による立替払

（観光課）

駐車場料金の支払にあたって、資金前渡で受領した現金が不足し、500円の立替払を行っていた。

【講じた措置】

駐車場料金の支払については、各月の支払いに必要な現金を資金前渡により受領しているものであるが、本件については、その現金が不足し、立替払を行ってしまったものである。

前渡金については、各月の駐車場の利用予定を確認しながら、受領額の調整を行ってきたが、利用予定が不明確であったことから、前渡金の不足額を予測できなかったことが本件の原因である。

今後、このような事例を起こさないように、課内において、各月の駐車場料金利用予定（予定金額）の確認を徹底し、その際に前渡金の残高を周知することとしたほか、立替払は、地方自治法上認められておらず、不適切な事務処理であることを改めて周知した。この取扱いについて、管理監督者による指導を実施することで再発防止に努める。

【指摘事項②】 私費による立替払

(交通政策課)

駐車場料金の支払にあたって、資金前渡で受領した現金の持参を失念し、400円の立替払（電子マネー使用）を行っていた。

【講じた措置】

駐車場料金の支払については、本来、資金前渡により受領した現金で支払わなければならないが、本件については、職員がその現金を持参しなかったため、電子マネーにより立替払を行ってしまったものである。

立替払は、地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な事務処理である。このような事態が二度と発生しないよう、立替払が不適切な事務処理であること、また、駐車料金は必ず前渡金によって現金で支払うことについて課内職員への周知徹底を図った。

また、前渡金担当者がこの旨を繰り返し課内職員に周知することで、今後も職員の認識を確実なものとし、再発防止に努める。

2 契約事務を適正に行うべきもの

【指摘事項】 支払金額の誤り

(高齢者支援課)

「くつろぎ入浴事業委託（足立区内浴場分）（区長指定契約・単価契約）12月分」について、誤った請求書に基づき支払を行っていたことから、5,330円の過払いが生じていた。

過払金は、監査後、戻入処理を行ったが、不適正な事務処理である。受注者に対して、請求書の内容を確認の上で提出するように指導するとともに、請求書を受領した際は、請求内容の確認を徹底されたい。

【講じた措置】

本件は、「くつろぎ入浴事業委託（足立区内浴場分）」の受託事業者が、実施状況（利用者数、開催日数等）の報告に使用する利用実績報告に貼付けられた「くつろぎ入浴シール（区民が区外公衆浴場を利用した場合に提出するもの）」の数を数え間違えて請求書を作成するとともに、担当者が受託事業者からの請求書の内容と、利用実績報告の内容の突合を怠ったため起きた過払いである。財務会計システムには、請求書及び契約書を添付していたが、請求書の内容に誤りがあったため、決裁時に支払金額の誤りを発見することができなかったものである。

今後、このような事例が発生しないよう、受託事業者から提出された利用実績報告と請求書の内容については、担当者と係長で精査・照合を徹底する。また、財務会計システムでの決裁時には、請求書の内容が確認できる資料として利用実績報告を必ず添付することとし、管理監督者による適切な確認と指導を実施することで、チェック体制を強化して再発防止に努める。

なお、受託事業者に対しては、請求内容の確認を徹底するよう改めて指導した。

【指摘事項】 不適正な検査事務 (介護保険課)

「業務継続計画（BCP）検証訓練の企画・実施委託（3月分）」（554,688円）について、4月に入ってから履行確認を行っていた。

地方自治法第208条第1項により、普通地方公共団体の会計年度は、3月31日に終わるものとされ、さらに地方自治法施行令第143条第1項第4号では、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされている。年度を超えた履行確認等は不適切な行為である。今後このような事例を起こさないよう、事業の進捗管理の徹底及び法令に則した事務処理を行われない。

【講じた措置】

本件は、令和6年3月22日（金）を納期とした委託契約であった。

納期前日にも区担当者が受注者に対し、再度納期の確認をしたにもかかわらず成果物の納品がなく、その後も受注者からの連絡がないまま、区担当者による催促の後、4月中旬に成果物の納品が完了し、履行確認を行ったものである。

年度を超えた履行確認等は地方自治法に定められた会計年度独立の原則に反する不適切な行為であることから、今後は、このようなことを起こさないよう、履行期間に余裕を持たせてスケジュールを設定するほか、受注者へ定期的に確認等を行うことで、進捗状況を常に把握し、進捗管理を徹底していく。

また、課内で本件に関する情報を共有し、契約事務における法令等の遵守を徹底することで、再発防止に努める。

【指摘事項】 支払手続の遅延

(収納対策課)

「金融機関への税務調査手数料」(22円)について、請求に基づく支払手続を遅延し、請求日から62日後(初日参入)に支払っていた。

請求日から30日を超える支払であり、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」により、遅延利息の対象となる遅延である。遅延利息については、100円未満であったため支払は不要となったものの、法律の趣旨に反する不適切な事務処理である。履行確認及び適正な請求があった場合は、速やかに支払われたい。なお、令和4年度にも同様の事例が見受けられたことから、再発防止に向けて、事務処理手順を見直すとともにチェック体制を強化されたい。

【講じた措置】

本件は、令和5年9月21日に「金融機関への税務調査手数料に係る請求書」の入った郵便物を受領した職員が、受領次第内容物(調査回答及び請求書)を仕分けるべきところ、正しく仕分けをせず自身書類管理ファイルにしまい込み、同年10月26日に未処理の請求書を発見したため、支払が遅れたものである。なお、令和元年度、2年度、4年度にも同様の事例があり、都度措置を講じたにもかかわらず、再発させてしまったものである。

このような度重なる事案発生を重く受け止め、再度事務処理手順を見直した。

まず、これまで請求書は、各担当が受領した郵便物を開封して取り出し、支払担当へ渡していた。この流れを見直し、請求書は支払担当が全ての郵便物を開封して取り出し、管理簿に受領した旨を記録する。また、請求書を取り出した後の郵便物は各担当へ配付し、各担当が受領次第、請求書が紛れていないか封筒の中を確認する。

次に、支払担当は請求書受領の都度、速やかに支払を行うが、その際、係長級職員が管理簿との突合を行い、支払漏れがないか確認する。

このように請求書取扱いの流れを簡潔にし、かつ、複数職員による確認を行うことでチェック体制を強化し、この事務処理手順を徹底することで、再発防止に努める。

3 収入事務を適正に行うべきもの

【指摘事項】 不適正な収納事務の委託

(地域振興課)

令和5年度以前は、地方自治法施行令第158条第1項(改正前)により委託できる範囲が使用料等に限定されていたにもかかわらず、学び交流館受付相談業務等委託(亀有外2館)において、施設使用料のほか、地方自治法施行令(改正前)に定めのない、コピー料金等を収納させていた。

令和6年度以降の収納事務については、地方自治法等の改正により、歳入科目に関わらず原則委託可能となったが、今後は、法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【講じた措置】

本件は、コピー料金等について、地方自治法施行令により収納事務を委託できる歳入に該当しない旨の認識がないまま、長年にわたり学び交流館3館において施設使用料等の収納事務を委託し、施設使用料等とともに事業者へ収納事務を行わせていたものである。

本件については、地方自治法等の改正による令和6年度からの収納事務の委託に関する制度変更に合わせて、学び交流館受付相談業務等委託(亀有外2館)における受注事業者を公金事務取扱者として、施設使用料及びコピー料金等の公金事務を委託した。

また、係長など指導に当たる職員をはじめ地域振興課の全職員に、本事案について問題共有を行い、定例的に行っている事務処理においても、関係法令等を遵守し適正な事務処理が行われているか確認することで再発防止に努める。

なお、令和5年度第3回定期監査において、立石地区センターにおけるコピー料金等の取扱いについて同一の指摘があった際に、上記の措置を講じたものである。

4 物品管理事務を適正に行うべきもの

【指摘事項】 郵券等と供用物品受払書の不一致（2件）

郵券等の金券類については、葛飾区物品管理規則第21条第2項により、「郵券等の金券その他必要と認められる物品については、供用物品受払書を備え、その使用状況を明らかにしておかなければならない。」とされている。しかしながら、以下の2件の事例は、郵券等の実枚数と供用物品受払書の残高が一致していなかった。郵券等の金券類は、公金と同様に適正な管理が求められるものである。正確な記帳に努め、金券類の使用状況を明らかにされたい。

[指摘事項①] 郵券等と供用物品受払書の不一致 （戸籍住民課）

令和4年度の事務執行において、20円切手の残高と実枚数が不一致の事例等があり、意見・要望事項としたにもかかわらず、令和6年5月20日に払い出した2円切手2枚を令和5年度の受払書に記帳していたため、監査実施日現在の2円切手の残高（令和6年度受払書）と実枚数が2枚一致していなかった。

【講じた措置】

本件は、令和5年度の定期監査において、郵券の残数と供用物品受払書の残高に相違があり、意見要望を付されたにもかかわらず、適切な物品管理事務が行われず、同様の事例を繰り返してしまったものである。

このような事態を起こしてしまった原因としては、郵券等の金券類については、供用物品受払書に払い出しするごとに使用状況を正確に記帳し、残数に誤りがないかを確認しなければならないところ、それが十分に行われていなかったことや、供用物品受払書の記帳と郵券の残数の定期的な確認を怠っていたことによるものである。

今後は、郵券の使用状況を正確に供用物品受払書に記帳するとともに、供用物品受払書の残高と郵券の残数との確認を常に行うよう職員に周知徹底し、適切に管理するよう指導した。

[指摘事項②] 郵券等と供用物品受払書の不一致

(戸籍住民課)

監査実施日現在の2,000円クオカードの残高と実枚数が6枚一致していなかった。

【講じた措置】

本件は、マイナンバーカード交付促進用に購入したクオカードについて、適切な物品管理事務が行われず、クオカードの残数と供用物品受払書の残高に相違が生じたものである。

クオカードの配付を行うにあたり、公金と同様に適正な管理が求められる金券類として、払い出しや受領書の受け取り、供用物品受払書への正確な記帳に努めてきた。

しかしながら、供用物品受払書、受領書、クオカードの残数は、常に一致しているかどうかを確認しなければならなかったところ、その取組が行われていなかったため、供用物品受払書の記帳漏れが生じてしまった。そのため、全ての受領書と供用物品受払書の点検を行い、記帳漏れを修正したが、見当たらない受領書もあり、供用物品受払書の残数とクオカードの実枚数が一致しない事態に至ってしまった。

今後、クオカードなど金券等を取り扱う際は、その使用状況を正確に供用物品受払書に記帳するとともに、供用物品受払書の残高と金券類の残数が合致しているか必ず確認することを徹底し、残数の相違が起きた場合には、直ちに原因を調査し対応するよう職員に指導を行った。

令和6年度第1回工事監査の結果に基づき講じた措置について

1 公園工事費の積算を適正に行うべきもの

【指摘事項①】公園工事費の積算を適正に行うべきもの (公園課)

白ゆり公園改修工事（葛飾区水元五丁目5番20号 工期：令和5年6月23日から令和6年3月19日まで 契約金額212,006,300円）は、公園の拡張を行い、防災活動拠点としての整備や老朽化した施設の更新、園路広場の改修、遊具の設置などを行い、地域の防災性や利用者の安全性・利便性を高めるための公園改修工事である。

このうち、中木植栽工の積算で、支柱形式や生垣形支柱の数量を誤ったため、約379,000円の過大積算になっていた。

また、給水設備工の積算で、埋設シートが余分に計上され、擁壁工の積算で、型枠やコンクリート等の数量を誤ったため、約994,000円の過大積算になっていた。

さらに、土留め工の積算で、型枠等の数量を誤ったため、スライド門扉工の積算で、基礎工事費が未計上のため、約355,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、構造図及び単位当たり数量の確認等、適正な積算を行われない。

【講じた措置】

本件積算上の誤りについては、いずれも適正な積算条件の選定や、図面と数量の整合の確認不足、照査時間の確保不足が主な原因である。積算及び照査において条件や数量の確認等を従来に増して十分に行うとともに、次のことを徹底し、再発防止に努める。

- ① 積算及び照査に際して、内容を確認する十分な時間と体制を確保するため、発注時期を含めた適切なスケジュール管理を徹底する。特に工事規模が大きい案件に関しては十分な照査時間を確保し、適切な積算条件や数量等の確認を徹底する。
- ② 照査担当者に責任と役割を十分認識させるとともに、設計担当者及び照査担当者は、現場条件等を漏れなく把握し、適正な積算条件の選定となっていることの確認を徹底する。また、図面と数量とを精緻に見比べ、誤りがないことを多重にチェックする。
- ③ 設計、積算、照査作業にあたっては、積算基準等を十分に確認するとともに、不明瞭な点があれば、担当者間や係内で検討し、遺漏の無いようにする。

- ④ 同様のミスが起こらぬよう、ミス事例について情報を共有し、再発を防止する。
- ⑤ 個々の職員の知識と技術力を高めるために、OJTなどを活用しながら、意識の向上に努める。

【指摘事項②】 公園工事費の積算を適正に行うべきもの （都市計画課）

四つ木二丁目公園（仮称）新設工事（葛飾区四つ木二丁目14番 工期：令和5年6月23日から令和6年3月12日まで 契約金額176,938,981円）は、防災活動拠点としての整備や多目的広場・トイレ・複合遊具などの設置を行い、地域の防災性や利用者の安全性・利便性を高めるための公園新設工事である。

このうち、中木植栽工の積算で、生垣形支柱の数量を誤ったため、約415,000円の過大積算になっており、防火水槽工（変更）の積算で、本体ブロック等の数量及び製品単価を誤ったため、約282,000円の過大積算になっていた。

また、撤去工の発生材売却費の積算を誤ったため、約48,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、構造図及び単位当たり数量の確認等、適正な積算を行われない。

【講じた措置】

本件積算上の誤りについては、積算及び照査に際して内容を確認する時間と体制の確保が十分でなかったこと、並びに図面と数量の整合や積算条件の確認不足が主な原因である。

今後は工事費の算出にあたっては、次のことを徹底し、再発防止に努める。

- ① 積算及び照査に際して、内容を確認する時間と体制を確保するため、発注に至るスケジュールの適切な管理を徹底する。また、計画段階から工事発注まで円滑かつ迅速に進められるように公園課と連携を強化する。
- ② 設計担当者は、設計基準総則や設計チェックリストに基づいた設計を実施するとともに、準拠すべき基準や参考にした根拠を設計書に明記する。また、照査担当者は、図面と数量を精緻に見比べ、誤りがないことの確認を徹底するとともに、設計担当者が示す根拠が妥当であるか検証する。
- ③ 設計、積算、照査にあたっては、設計や積算に関する基準等の内容を十分に把握した上で、工事発注ごとに代価明細のチェックを徹底する。ま

た、基準等が改定された場合や代価明細の組み方を見直した場合は、改定や見直しにかかる内容の精査を徹底する。

- ④ 同様のミスが起こらぬよう、ミス事例について情報を課内で共有し、OJTなどを活用しながら再発防止に努め、個々の意識と技術力を高める。